

10/1 老人保健制度・国民健康保険制度の一部改正

老人保健法・国民健康保険法の一部改正により、10月1日から、患者負担割合や自己負担限度額などが変わります。

主な変更点

- ①医療機関窓口での自己負担割合の見直しを行い、一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に改正されます。
- ②療養病床に入院する70歳以上の者の食費・居住費の負担の見直しを行い、介護保険適用の療養病床と同額の負担をすることになります。
- ③通常の負担額 ▼食費460円▼居住費320円
- ④住民税非課税世帯の負担額
- 低所得Ⅰ ▼食費：130円▼居住費：320円(年金受給額が80万円以下の方などが対象)
- 低所得Ⅱ ▼食費：100円▼居住費：0円(高齢福祉年金受給者の方が対象)
- 低所得Ⅲ ▼食費：210円▼居住費：320円
- ⑤食費は1食当たり、居住費は1日当たりの金額です。
- ⑥高額医療費(高額療養費)の自己負担限度額の見直しを行い、自己負担限度額が変更となります。
- ⑦下表を参考にしてください。

用語説明

- ※1 一定以上所得者：住民税の課税所得が14.5万円以上の方およびその世帯に属する方
- ※2 低所得Ⅰ：世帯全員が住民税非課税でその世帯の所得がない方
- ※3 低所得Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方
- ※4 70歳以上の方の前年収入が、夫婦2人世帯で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合は、届出により一般になります。
- ※5 上位所得者：国民健康保険税の算出基礎となる所得額の合計が600万円(9月までは670万円)を超える世帯または被保険者の所得が確認できない場合

平成19年度 新入学児童の就学時健康診断

下表の日程で健康診断を行います。来年度就学児の保護者の方は、新入学児童を同伴のうえ受診してください。

留意事項 ▶健康診断の際には、保護者・新入学児童の上履きと筆記用具を持参してください。▶健康診断当日に欠席される方は、必ず就学予定の小学校へ連絡してください。

問い合わせ 保健給食課(☎2998-9249・FAX2998-9167)

学校名	実施日	受付時間	電話番号
所沢小学校	11月9日(内)	午後1:00~1:20	2922-0281
南小学校	11月16日(内)	午後1:00~1:15	2922-3039
北秋津小学校	11月7日(火)	午後1:20~1:35	2993-2393
荒幡小学校	10月19日(内)	午後1:30~1:45	2924-5002
北小学校	10月20日(内)	午後1:30~1:50	2922-3404
清進小学校	11月17日(内)	午後1:10~1:30	2924-0637
明峰小学校	10月26日(内)	午後1:00~1:15	2922-7591
伸栄小学校	11月10日(内)	午後1:30~1:45	2942-7202
美原小学校	11月8日(内)	午後1:30~1:50	2995-5123
並木小学校	10月17日(火)	午後1:30~1:40	2995-2983
中央小学校	10月24日(火)	午後1:40~1:55	2995-5631
松井小学校	11月15日(内)	午後1:15~1:25	2992-2782
若松小学校	10月17日(火)	午後1:15~1:30	2992-3322
安松小学校	11月10日(内)	午後1:15~1:25	2944-5210
和田小学校	11月28日(火)	午後1:25~1:40	2945-6605
牛沼小学校	11月1日(内)	午後1:15~1:30	2995-3151
柳瀬小学校	10月25日(内)	午後1:00~1:15	2944-0742
東所沢小学校	10月24日(火)	午後1:20~1:40	2945-5431
富岡小学校	10月20日(内)	午後1:30~1:40	2942-0304
西富小学校	11月7日(火)	午後1:15~1:30	2922-3316
中富小学校	10月18日(内)	午後1:00~1:15	2942-0008
小手指小学校	10月26日(内)	午後1:15~1:30	2948-2215
上新井小学校	11月9日(内)	午後1:15~1:30	2923-3397
北野小学校	11月9日(内)	午後1:00~1:15	2948-6012
北中小学校	12月7日(内)	午後1:45~1:55	2923-5804
山口小学校	11月7日(火)	午後1:40~2:00	2922-3234
泉小学校	10月19日(内)	午後1:30~1:50	2924-7653
橋嶋小学校	11月16日(内)	午後1:45~2:00	2948-2729
三ヶ島小学校	10月27日(内)	午後1:40~1:50	2948-2729
若狭小学校	10月24日(火)	午後1:30~1:40	2948-3148
林小学校	10月20日(内)	午後1:30~1:45	2948-9741
宮前小学校	10月12日(内)	午後1:50~2:00	2926-8667

- ◆健康診断実施日の1週間前になっても入学通知書が届かない場合は、学校教育課(☎2998-9238・FAX2998-9167)へお問い合わせください。
- ◆病弱な方・健康などに特別な事情がある方については、就学相談を受け付けます。健康診断前日までに就学予定の小学校へ申し出てください。また、市役所6階・学校教育課でも就学相談を受け付けていますのでご利用ください。

▼お花畑に咲き乱れるコスモス

内容 新鮮な野菜の直売、狭山茶の無料接待

◎午前10時から先着100人の方には花の種をプレゼントします。

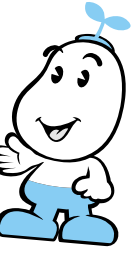
交通 西武池袋線小手指駅南口下車 西武バス「お花畑」バス停

お問い合わせ 農政課(電話2998-9158・FAX2998-9162)

月額自己負担限度額(10月診療分)

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
70歳以上	一般 12,000円	44,400円
一定以上所得者(※1)	44,400円	80,100円+「1%」
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ(※2)	15,000円
	低所得Ⅱ(※3)	8,000円
70歳未満	一般	80,100円+「1%」
上位所得者(※4)	150,000円+「1%」	
住民税非課税世帯	35,400円	

- 【注意事項】
- ①「1%」は、一定の基準額を超えた医療費の1%です。
 - ②住民税非課税世帯区分の自己負担限度額は変更ありません。
 - ③直近の12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた世帯は、4回目以降の自己負担限度額が下がります。
 - ④特定疾病療養者の方の自己負担限度額は月1万円ですが、上位所得者が人工透析を受ける場合は10月診療分から2万円になります(老人保健受給者は除く)。



きれいなお花を見に来ませんか

市では、今春に引き続き、小手指駅から狭山湖まで続く「みどり」と思いの散歩道」近くの農地にお花畑を作りまして、お花畑は、7月上旬に市民の皆さんと一緒に種をまいたもので、埋蔵文化財調査センター南側に5、608㎡あります。

花の種類は、黄花コスモス、コスモス、百日草、マリゴールドです。なお、開花時期は、8月下旬から10月上旬ごろまでです。

散歩道近くには、地元農家の新鮮野菜の直売所もありますので、立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

また、次のお祭り新鮮な地元農産物の直売会を行いますので、ぜひ足を運んでみてください。

◆地元農産物の直売会

とき 9月16日(日)午前9時~午後2時(売り切れ次第終了)

ところ 埋蔵文化財調査センター南側のお花畑(雨天の場合は、埋蔵文化財調査センター駐車場)

健康で豊かな生活を送るために

高齢者福祉施策をご案内します

安心して生活していただくために

- 市内在住で65歳以上の方が対象
- 地域包括支援センター(左表参照)
- 地域の高齢者とその家族を支援するため、市内14か所に包括的総合相談支援窓口を設置しています。
- 高齢者の生活や福祉に関することについてお気軽にご相談ください。
- 地域支援事業(介護予防事業)
- 一般の高齢者や介護が必要となる可能性の高い高齢者のための介護予防の情報提供やプラン作成について、地域包括支援センターを通じて実施していきます。

- お逢着倶楽部
- 地域で生活する方の健康増進・閉じこもり防止・介護予防などを目的に活動するボランティアの支援を行います。
- 地域ケア会議
- 各種相談
- 手当などの支給・助成事業
- ねたきり老人介護者手当支給事業
- ねたきり、または認知症の方(要介護4以上)に相当する方を6か月以上自宅で介護している家族の方に、手当を支給します。
- ねたきり老人手当支給事業
- ねたきりの状態、または認知症のため常時介護を要する状態(要介護4以上)に相当する方が、6か月以上継続

- 介護保険施設に入所、または重度心身障害者福祉手当を受給している方は、対象となりません。
- 高齢者住み替え住宅実助成事業
- 民間の賃貸住宅に住んでいる方で、取り壊しを理由に立ち退いて他の賃貸住宅に移り住む場合、家賃の一部を助成します。
- 公衆浴場老人入浴料助成事業
- 自宅に入浴設備がない方に、公衆浴場入浴券を交付します。
- 徘徊高齢者家族支援事業
- 徘徊行動のある方を介護している家族の方に、早期発見と安全確保を目的として、位置発見検察装置を貸与します。
- 高齢者生活管理指導短期宿泊事業
- 高齢者のお世話している方が病気の理由で、一時的にお世話することとができなくなった場合に、7日間を限度に養護老人ホームを利用することが出来ます。
- 外国人高齢者等福祉手当支給事業

- 単身高齢者保養事業(10月)
- ひとり暮らしの方を、日帰りバス旅行にご案内します(今年度は募集終了)
- 高齢者みまもり相談員
- 市で委嘱した相談員が、ひとり暮らしの方や日中単身となる方などのお宅を定期的に訪問し、話し相手や安否確認を行います。
- 緊急通報システムの貸与
- 慢性疾患などのあるひとり暮らしの方や日中単身者に対し、急病や事故の際にボタンを押すことで、消防署の受信機に通報する機器を貸与します。
- 介護老人ホームの入所
- 継続的に安否確認を必要とする電話を持たないひとり暮らしの方に電話を貸与し、基本料金を補助します。
- 所得税非課税世帯が対象です。
- 福祉電話貸与・基本料金の補助
- 施設の入所
- 養護老人ホームの入所
- 本人が置かれている環境や経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所する施設です。
- お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)
- 日々健康で豊かに過ごしていただくために
- 市内在住で60歳以上の方が対象
- いきがい支援事業
- 高齢者大学(通年)・高齢者大学公開講座(11月)
- 高齢者リターン養成講座(9月~翌年3月)
- 高齢者囲碁・将棋大会(6月)
- 高齢者演芸大会(7月)
- 高齢者スポーツ大会(9月)
- 高齢者創作品展示会(11月)
- 高齢者福祉バスの運行(通年)
- 長生クラブ活動への支援
- お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)
- 所沢市シルバー人材センター
- お問い合わせ 同センター(☎2992818695・FAX2922410630)
- 老人福祉センター・老人憩いの家の施設利用
- 60歳以上の方は、市内の12施設(下表参照)を利用できます。
- 健康の増進や、いきがいづくりの場として、高齢者も健康でいきいきと暮らしたい心身を送るようにより、利用者が自主的に活用する施設です。

■市内の各地域包括支援センター

名称	電話番号	担当地域
所沢	2926-4426	宮本町・西所沢・金山町・喜多町・北有楽町・日吉町・東町・寿町・元町・御幸町・旭町・有楽町・星の宮
松井東	2951-5500	下安松・松郷・東所沢和田
松井西	2994-1615	上安松・牛沼・東新井・西新井
柳瀬	2951-5812	東所沢・本郷・南永井・日比田・亀ヶ谷・城・坂之下
富岡	2942-0067	北中・岩岡町・所沢新町・中富・中富南・下富・神米金・北岩岡
新所沢	2990-2582	緑町・榎町・泉町・青葉台・けやき台・向陽町
新所沢東	2921-5599	松葉町・弥生町・美原町・北所沢町・花園
三ヶ島第1	2923-8780	三ヶ島・堀之内・糞谷・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2	2926-7800	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1	2947-1211	上新井・小手指南・小手指元町・小手指町5丁目・北野南・北野・北野新町
小手指第2	2923-8780	小手指町1丁目~4丁目
山口	2947-1211	山口・上山口
吾妻	2929-6965	くすのき台・東住吉・南住吉・西住吉・久米・荒幡・北秋津・松が丘
並木	2943-7333	並木・若松町・こぶし町・北原町・中新井・下新井

◎担当地域については、民生委員・児童委員の担当地域に準じます。

- 介護認定の申請や保険給付の続き、介護相談等を行っています。
- お問い合わせ 介護保険課(☎2998-9420・FAX2998-9410)
- 社会福祉協議会で行う事業
- 車いすの貸し出しサービス
- 家事援助サービス
- ふれあい配食サービス
- 福祉サービス利用援助事業
- 介護者リフレッシュ事業
- お問い合わせ 所沢市社会福祉協議会・総務課(☎29226182002・FAX29225134119)
- 健康・医療
- 老人保健法による医療給付
- はり・マッサージ施術費補助
- お問い合わせ 福祉総務課(☎2998-9113・FAX2998-1147)
- 長寿を祝い、記念品を贈呈します
- 【自宅に記念品をお送りする方】
- ◆長寿者…101歳以上
- 明治39年3月31日以前に生まれた方
- ◆米寿者…88歳
- 大正7年4月2日から
- 大正8年4月1日までに生まれた方
- 【市職員などが直接お届けする方】
- ◆長寿者…100歳
- 明治39年4月1日から40年3月31日までに生まれた方
- 敬老会行事などのお知らせ
- 敬老会行事は、各行政区ごとに地区自治連合会、町内会、区長会等が独自に催します。
- ◎昭和7年4月1日以前に生まれた75歳以上の方が対象となります。
- お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

長寿を祝い、記念品を贈呈します

【自宅に記念品をお送りする方】

- ◆長寿者…101歳以上
- 明治39年3月31日以前に生まれた方
- ◆米寿者…88歳
- 大正7年4月2日から
- 大正8年4月1日までに生まれた方
- 【市職員などが直接お届けする方】
- ◆長寿者…100歳
- 明治39年4月1日から40年3月31日までに生まれた方

敬老会行事などのお知らせ

敬老会行事は、各行政区ごとに地区自治連合会、町内会、区長会等が独自に催します。

◎昭和7年4月1日以前に生まれた75歳以上の方が対象となります。

お問い合わせ 高齢者支援課(☎2998-9120・FAX2998-1147)

